



2020年10月23日

各 位

会 社 名 サクサホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 丸井 武士
(コード番号 6675 東証第1部)
問合せ先 総務人事部長 和田 聡
(TEL. 03-5791-5511)

役員等責任調査委員会の設置に関するお知らせ

当社は、当社における一連の不正あるいは不適切な会計処理等の問題(以下「本件事案」といいます。)において、取締役、監査役および会計監査人の善管注意義務違反等に該当する行為があったか否かについては、さらに調査を行い、その責任を明らかにする必要があると判断し、当社と利害関係を有しない外部の専門家からなる「役員等責任調査委員会」を設置することを決定しましたのでお知らせいたします。

なお、調査結果がまとめ次第、損害賠償請求その他の法的措置を行うべきかどうかの判断を公表いたします。

記

1. 委員会採用の理由および設置の目的

本件事案に関しては、調査報告書の報告にもあるとおり、その内容が多岐かつ広範囲に渡ることから、取締役、監査役および会計監査人について、その職務執行に関する任務懈怠責任等について、専門性および客観性を有し、より精度の高い徹底した調査および検討を行うために、利害関係を有しない弁護士および公認会計士を構成メンバーとした役員等責任調査委員会を組成します。

なお、当委員会の独立性を担保するために、実際に訴訟を提起する場合は別途代理人を選任するものとします。また、同委員会の組成および委員の選任については監査役会の承認を得ております。

2. 委員会の調査内容等

本件事案の発生時に取締役、監査役および会計監査人であった者について、本件事案に関連して、その職務執行に関する任務懈怠責任の有無を調査し、損害賠償責任を含めた経営者の責任のあり方について、当社が適切かつ公正な判断を行うために、監査役会および取締役会に対して報告および提言を行います。

同委員会の報告および提言に基づき、監査役会は、取締役に対する損害賠償請求その他の法的措置を行うべきかどうかを判断し、取締役会は、監査役および会計監査人に対する損害賠償請求その他の法的措置を行うべきかどうかを判断します。

3. 委員会の設置時期(期間)

2020年10月23日(金)から調査終了(調査結果報告書の受領)まで

4. 体制

委員長 加藤 新太郎(中央大学大学院法務研究科教授、
弁護士 アンダーソン・毛利・友常法律事務所弁護士)

委員 中村 直人(弁護士 中村・角田・松本法律事務所)

委員 宇澤 亜弓(公認会計士 公認会計士宇澤事務所)

以 上